

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

平成 27 年（2015 年）12 月 24 日
第 1 回 常任委員会 決定
平成 28 年（2016 年）12 月 22 日
第 3 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）6 月 5 日
第 4 回 常任委員会 一部改正
平成 29 年（2017 年）12 月 22 日
第 5 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）7 月 18 日
第 7 回 常任委員会 一部改正
平成 30 年（2018 年）12 月 20 日
第 8 回 常任委員会 一部改正

（趣旨）

第 1 条 この規程は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第 13 条第 4 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

1 この規程は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。

2 この規程は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

3 この規程は、平成 29 年 6 月 5 日から施行する。

4 この規程は、平成 29 年 12 月 22 日から施行する。

5 この規程は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

6 この規定は、平成 30 年 12 月 20 日から施行する。

別表（2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な方針・計画の立案に関する事 こと。	1 総合的な方針・計画の推進に関する 事 こと。
	2 会場地及び競技施設の選定立案に関する 事 こと。	2 文化プログラムの推進に関する事 こと。
	3 県及び市町の所掌業務等の立案に関する 事 こと。	3 他の専門委員会に属さない事項の推 進に関する事 こと。
	4 開閉式の会場地及び施設の選定立案に関 する事 こと。	4 リハーサル大会の推進に関する事 こと。
	5 他の専門委員会に属さない事項の立案に 関する事 こと。	
施設・競技 専門委員会	施設 関係	1 競技施設等の整備計画の立案に関する 事 こと。
		2 情報通信施設の整備計画の立案に関 する事 こと。
		3 その他施設の整備計画の立案に関する 事 こと。
	競技 関係	1 実施予定競技の選定立案に関する事 こと。
		2 競技の企画運営の計画立案に関する 事 こと。
		3 競技役員等の養成・編成の計画策定に 関する事 こと。
		4 競技用具の整備計画立案に関する事 こと。
		5 デモンストレーションとしてのスポーツ 行事、オープン競技の計画策定に関する 事 こと。
		6 その他競技に係る事項の計画策定に 関する事 こと。

広報・県民運動 専門委員会	1 広報の方針・計画の立案に関する こと。	1 広報活動に関する こと。
	2 県民運動の方針・計画の立案 に関する こと。	2 県民運動の推進に関する こと。
	3 その他広報及び県民運動に係 る重要な事項に関する こと。	3 愛称・スローガン、マスコット 等に関する こと。
		4 報道機関との調整に関する こと。
		5 記録映像、記録写真等に関する こと。
		6 その他広報及び県民運動に関 する こと。
宿泊・医事・衛生 専門委員会	1 宿泊の方針・計画の立案に関 する こと。	1 宿泊業務に関する こと。
	2 医事・衛生の方針・計画の立案 に関する こと。	2 標準献立及び食品調達に関する こと。
	3 その他宿泊及び医事・衛生に係 る重要な事項に関する こと。	3 医療救護及び防疫に関する こと。
		4 食品衛生及び環境衛生に関する こと。
		5 馬事衛生に関する こと。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の方針・計画の 立案に関する こと。	1 全国輸送に関する こと。
	2 その他輸送及び交通に係る重 要な事項に関する こと。	2 開・閉会式の輸送に関する こと。
		3 競技会場地輸送に関する こと。
		4 その他輸送及び交通に関する こと。

式典 専門委員会	1 式典の方針・計画の立案に関する こと。	1 開・閉会式の企画及び運営に 関すること。
	2 その他式典に係る重要な事項 に関する こと。	2 式典音楽に関する こと。
		3 式典演技に関する こと。
		4 大会旗・炬火リレーに関する こと。
		5 その他式典に関する こと。

* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

* 委任事項：委任された事項を決議すること。